

令和7年2月19日

豊橋市長 長坂 尚登 様

所在地 北設楽郡設楽町神田字杉ノ根 19 番地
名 称 豊橋市神田ふれあいセンター管理委員会
会長 金田 敬司

令和7年度事業計画書について

令和7年度豊橋市神田ふれあいセンター事業計画書を別紙のとおり提出します。

事業計画書（令和7年度）

豊橋市神田ふれあいセンターは、廃校となった北設楽郡設楽町立神田小学校校舎を活用して、「青少年の心身の健全な育成と、豊橋市と設楽町のより一層の交流を図る」ことを目的として豊橋市により開設され、平成18年度から地元の管理委員会が指定管理者として指定を受けています。今後もこれまでに培った施設管理の経験を活かしつつ、管理委員会を始めとする地元住民の英知を結集し、地域の自然、産業等の特性を活かした施設や事業の運営に努め、さらなる利用者サービス向上を図り、愛され親しまれる施設づくりをめざします。また、地域コミュニティを中心とした交流事業にも引き続き力を入れてまいります。

1 使用時間 午前9時から午後5時まで

ただし、必要に応じ市長の承認を得て柔軟に対応する。

2 休館日 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日及び、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日まで

3 業務内容 豊橋市神田ふれあいセンターの管理

施設の管理に当たっては、公の施設であることを常に念頭において関係法令を遵守し、清潔な印象と新鮮な環境を保持することに努め、次の業務を行うものとする。

（1）施設の使用承認補助等運営業務

- ①施設の貸出計画の管理、調整に関する業務
- ②施設の貸出予約に関する業務
- ③使用の制限及び使用承認の取消し補助に関する業務
- ④施設使用の相談及び案内に関する業務
- ⑤使用後の点検に関する業務
- ⑥秩序の保持及び遵守事項に関する業務
- ⑦各種統計資料の作成に関する業務
- ⑧モニタリングに関する業務

（2）施設の維持等管理業務

- ①施設の開館・閉館に関する業務
- ②施設の保守管理に関する業務
- ③施設で保有している付帯設備及び備品の維持管理等に関する業務
- ④清掃、警備及び防火・防災に関する業務
- ⑤事件、事故等緊急時には速やかに現場に赴き、適切な対応をとるとともに、関係機関への連絡等を行うこと
- ⑥管理人の雇用等に関する業務

（3）その他

- ①豊橋市が指定する事業の実施に関すること
- ②地域の特性を生かした業務の提供に関すること
- ③豊橋市と設楽町の交流促進に効果的な業務の提供に関すること
- ④その他施設の利用振興に関すること

収支予算書(令和7年度)

(単位:円)

区分		金額	摘要
収入計画	指定管理料	2,640,000	
収入合計		2,640,000	

区分	内訳	金額	摘要
支出計画	1)人件費	手当	@90千円×12ヶ月
		(計)	1,080,000
	2)諸謝金	31,000	
	3)需用費	消耗品費	野外活動用物品、施設管理用品、事務用品等
		光熱水費	電気代、ガス代、水道代等
		修繕費	350,000
		(計)	1,055,000
	4)役務費	通信運搬費	電話代、郵送代
		手数料	浄化槽法定点検代、振込手数料等
		(計)	54,000
	5)委託費	370,000	庭木せん定、消防設備保守点検、浄化槽(単独槽)保守点検
	6)使用料	50,000	NHK受信料、共同テレビアンテナ利用料
	支出総合計		2,640,000